香川県テレワーク導入促進助成金(新型コロナウイルス感染症対策)交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県テレワーク導入促進助成金(新型コロナウイルス感染症対策) (以下「助成金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(目的)

第2条 助成金は、県内の中小企業事業主が新型コロナウイルス感染症に関する対策及び時間外労働の制限その他労働時間等の設定の改善のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的として、テレワーク導入に係る経費の一部を支援し、県内中小企業における感染症対策及び働き方改革の推進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

- 第3条 助成金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 県内に事業所を有する中小企業事業主であること。
  - (2) 労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第39条の規定による働き方改革推進支援助成金新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース(一次募集のみ。以下「国助成金」という。)の支給決定を受けた事業主であること。
  - (3) テレワークを実施した労働者は、県内に所在する事業所が主たる就業場所であること。

(交付の対象及び補助率)

- 第4条 助成金の助成対象経費は、国助成金の対象経費からは除かれるパソコン、 タブレットの購入に関する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は除くも のとする。
- 2 助成金の交付額は、1事業主当たり100万円を限度として、前項に規定する 対象経費の2分の1以内の額を予算の範囲内で交付する。ただし、算出された助 成金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成対象者」という。)は、助成金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に国助成金の支給決定通知書(写し)等の必要書類を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成対象者に通知する。

(債権譲渡の禁止)

- 第7条 助成金の交付決定を受けた助成対象者(以下「助成金交付対象者」という。) は、前条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を 得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資 産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目 的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定 する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 知事が前条の規定による額の確定を行った後、助成金交付対象者が前項ただし 書の規定により債権の譲渡を行い、助成金交付対象者が知事に対し、民法(明治 29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例 等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4 条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げ る事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとす る。助成金交付対象者から債権を譲り受けた者が知事に対し、民法第467条又は債 権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合についても、 同様とする。
  - (1) 知事は、助成金交付対象者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への 譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わ ないこと。
  - (3) 知事は、助成金交付対象者による債権譲渡後も、助成金交付対象者との協議のみにより、助成金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら助成金交付対象者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 助成金交付対象者が第1項ただし書の規定による債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号) 第60条第3項の規定により、会計管理者が支払書を作成し、取引店又は取りまとめ店に送付した時点で生ずるものとする。

(助成金の請求)

第8条 知事は、第6条の交付決定を行った後、助成金交付対象者から提出される 助成金請求書(様式第3号)により、助成金を交付する。

(交付決定の取消)

- 第9条 知事は、助成金交付対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたと きは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に 違反した場合
  - (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 助成対象事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を 継続する必要がなくなった場合
  - (5) 助成金交付対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平

成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者であることが判明した場合

## (助成金の返還)

- 第10条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合には、前条第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 第1項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、 年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## (取得財産等の管理)

- 第11条 助成金交付対象者は、助成対象事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図られなければならない。
- 2 助成金交付対象者は、取得財産について、取得財産等管理台帳(様式第4号)を備え管理しなければならない。
- 3 助成金交付対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵 省令第15号(同令第3条を除く。))に定める耐用年数に相当する期間を経過す るまでは、知事の承認を受けないで、取得財産をこの助成金の交付の目的に反し て使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 助成金交付対象者は、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により、助成事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

## (財産処分の制限)

- 第12条 助成金交付対象者は、前条第3項の規定により定められた期間内において、 処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、知事に財 産処分承認申請書(様式第6号)を提出し、その承認を得なければならない。
- 2 助成金交付対象者は、知事が前項の承認と併せて助成金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

## (助成金の経理)

- 第13条 助成金交付対象者は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかに した帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成事業 が完了した日以降に到来する最初の4月1日から5年間の間、これらを保存しな ければならない。
- 2 助成金交付対象者が、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に 解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場 合は知事)に当該書類を引き継がなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附則

1 この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年8月26日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年9月8日から施行し、改正後の香川県テレワーク導入促進助成金(新型コロナウイルス感染症対策)交付要綱の規定は、令和2年9月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和3年1月18日から施行する。